

### 労働環境の確認に関する特記事項

- 1 請負者（受託者）は、本契約の履行に従事する従業員に係る労働環境に関し、新宿区指定の調査票（労働環境チェックシート）を記入し、本契約締結後速やかに提出するものとする。
- 2 新宿区は、調査票（労働環境チェックシート）の内容に疑義が生じたときは、請負者（受託者）の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。
- 3 新宿区は、2の結果、請負者（受託者）の本契約の履行に従事する従事者の労働環境が不適切であると認められる場合は、請負者（受託者）に対し、労働環境の改善を指示するものとし、請負者（受託者）は、当該指示により行った労働環境の改善の内容を記載した報告書を新宿区に提出するものとする。
- 4 新宿区は、3の報告書の提出がない場合又は3の報告書の内容に沿った改善措置がなされていない等報告書の内容に虚偽がある場合は、請負者（受託者）に対し指名停止の措置を講じ、又は本契約を解除することができるものとする。